

# 大学運営の方針

令和6年2月21日制定

本学は、その理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、以下のとおり大学運営の方針を定める。

1. 大学の運営は、教学の意思決定の責任をもつ学長のリーダーシップのもと、学則をはじめとする諸規程を整備し、公正性、透明性、機能性をもって行う。
2. 学長は、研究科委員会をはじめとする諸委員会において説明責任を果たしながら、教学ガバナンスの維持に努める。
3. 学長は、理事会と協調し、大学と法人の連携を図り、良好な教育研究環境を維持する。
4. 大学は、その運営を円滑かつ実効的に行うために必要な事務組織を置き、事務職員の資質向上、職能開発（SD）を図る。
5. 理事会は、健全な財政基盤を維持し、良好な教育研究環境の維持に資する予算を編成し、適切に執行する。